健康保険 ^{被保険者}埋葬料(費)支給申請書 記入の手引き

被保険者または被扶養者が死亡したとき支給されます。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ



2/2ページ



添付書類をご用意ください。(コピーと指定していないものは、原本が必要です。)

以下に当てはまる場合に添付いただくもの

グールコ こうな の名目にかける たたく ひゃ		
死亡原因が負傷による場合	「負傷原因届」 (※1)	
死亡原因の負傷が第三者の行為による場合	「第三者行為による傷病届」 (※1)	
被保険者が亡くなり、被扶養者が申請する場合	事業主による死亡の証明	
被保険者が亡くなり、被保険者により 生計維持されていた被扶養者以外の方が 申請する場合	・住民票(亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの) ・住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳 や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共 料金等を支払ったことがわかる領収書など	
被保険者が亡くなり、 被保険者により生計維持されていた方が いない場合で、実際に埋葬を行った方が 申請する場合	・領収書の原本 (支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの) ・埋葬に要した費用の明細書	
●事業主の証明を受けられない場合 ●任意継続被保険者(被扶養者)が 亡くなられた場合 (※2)	・埋葬許可証または火葬許可証のコピー ・死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー ・亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本 ・住民票など	

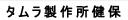
- ※1 健保の書式が別にありますので、詳しくはタムラ製作所健康保険組合までお問い合わせください。
- ※2 任意継続被保険者の方が亡くなられた場合は、保険証も併せてご返却ください。 任意継続被扶養者の方が亡くなられた場合は、保険証の返却と「健康保険被扶養者異動届」をご提出ください。 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。 (翻訳文には、翻訳者が署名し住所および電話番号を明記してください。)

ご提出・お問合せ先

次ページに記入例があります。●



〒178-8511東京都練馬区東大泉1-19-43 TEL 03-3978-2083 FAX 03-3978-2086





ご記入事項を訂正される場合、訂正箇所を二重線で抹消し、 正しい内容をご記入ください。

1ページ

を 被保険者が亡くなられての申請 の場合は、申請される方の氏名をご記入ください。(住所・振 込口座も同様です。)

※生年月日は「被保険者」の生 年月日をご記入ください。



被保険者が亡くなられての申請の場合、口座名義人の区分を「1.申請者」を指定し、申請される方の振込先口座をご記入ください。
 ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、振込専用の店名(漢数字3文字)・預金種目・口座番号をご記入ください。

・ 被扶養者の方が亡くなられた場合は、振込先指定口座は記入不要です。口座名義の区分を「2.代理人」を指定し、 受取代理人の欄の被保険者欄に記名ください。

被保険者の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。本人確認をするための添付書類は通知カードのコピーや、個人番号が記載された住民票の写し等の添付が必要となります。



記入漏れや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

60

被扶養者が亡くなった場合は⑥にご記入ください。 被保険者が亡くなった場合は⑦にご記入ください。

89

被保険者により生計維持された方が申請する場合 (埋葬料の場合)は、記入は不要です。 それ以外の方で実際に埋葬を行った方が申請する 場合は、必ずご記入ください。

(1)

事業主に証明を受けてください。 証明が受けられない場合、死亡したことのわかる 書類の添付が必要です。

【事業主の方へ】

事業主証明欄を訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。

埋葬料(費)支給要件の概要

支給を受ける要件

①埋葬料について

被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方(親族や遺族であることは問われません)に「埋葬料」として5万円が支給されます。

また、被扶養者が亡くなったときは、被保険者に「家族埋葬料」として5万円が支給されます。

※「埋葬料」は、死亡の事実またはその確認があれば支給されるもので、埋葬を行ったことは要件とされていません。仮埋葬や葬儀を行わない場合でも支給されます。

②埋葬費について

埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料(5万円)の範囲内で実際に埋葬に要した費用に相当する「埋葬費」が支給されます。

- ※「埋葬費」は、実際に埋葬を行った方に支給されるため、埋葬を行った事実が必要であり、埋葬を行った 後でなければ埋葬費を請求することはできません。
- ※実際に埋葬に要した費用は、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等の実費額です。

亡くなった方	支給対象(申請者)	支給額
被保険者 ②①の対象者	①被保険者により生計を維持 されていた方	埋葬料 5万円
	②①の対象者がいない場合は、 実際に埋葬を行った方	埋葬費 5万円の範囲内で埋葬に要した費用に相当 する額
被扶養者	被保険者	家族埋葬料 5万円

資格喪失後の埋葬料(費)

被保険者がその資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料・埋葬費が支給されます。

- ①被保険者だった方が資格喪失後3か月以内に亡くなったとき
- ②被保険者だった方が資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に

 亡くなったとき、もしくは、当継続給付を受けなくなってから3か月以内に亡くなったとき
- ※被保険者の資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料は支給されません。